

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 が送付されます

国民年金保険料は、所得税や住民税(市民税・県民税)の申告で全額が社会保険料控除の対象となり、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されます。

対象

今年の1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料
※過去の年度分や追納された分を含みます。
※家族(配偶者や子など)の国民年金保険料を支払っている場合は、併せて控除が受けられます。

年末調整や確定申告時に証明書の添付が必要になりますので、たいせつに保管してください。

送付予定

- ①1月1日～9月30日に納付したかた
→11月上旬
- ②年の途中から国民年金に加入した場合などで10月1日～12月31日に初めて納付したかた
→翌年2月上旬

電子データの控除証明書について

e-Taxでの確定申告などに利用できる電子データとして、控除証明書をマイナポータルで受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。



社会保険料控除証明書
について

問合せ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

※050から始まる電話からは ☎03(6630)2525

春日部年金事務所 ☎048(737)7112(代表)

保険年金課国民年金担当 ☎0480(31)7986

第3回

水道料金の改定を検討しています

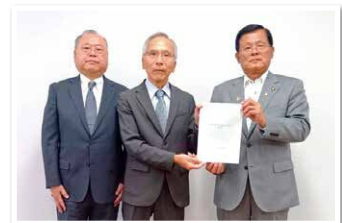
市公式ホームページに答申書や
審議の内容を掲載しています▶



広報しらおか8月号に続き、上下水道事業審議会での水道料金改定の検討状況をお知らせします。
審議の結果、水道料金の適正化に関する答申案を決定し、10月7日(火)に青木 保会長から藤井市長に答申書が提出されました。
今後は、答申書の内容を踏まえて12月の市議会定例会に料金改定に関する条例案を提出する予定です。

答申書の主な内容

- ・令和8年4月から14.5%の料金改定が必要
 - ・各利用者の負担割合は一律とし、現行の料金表から一律14.5%の改定が妥当
- 追加審議事項** 口径30mm以上の給水加入金は、近隣市を参考に引き下げる。
附帯意見 市民生活に配慮した支援策を検討されたい。



左から佐藤副会長、青木会長、藤井市長

水道料金改定案 早見表(税込み、1か月、単位：円)

使用水量	使用水量	現行料金	改定案	増加額
13mm	8㎡以下	1,199	1,372	173
	10㎡	1,463	1,674	211
	20㎡	2,783	3,181	398
	30㎡	4,323	4,941	618
20mm	8㎡以下	2,112	2,417	305
	10㎡	2,376	2,719	343
	20㎡	3,696	4,226	530
	30㎡	5,236	5,986	750

※実際の水道料金は2か月に1回のお支払いのため、1回当たりの支払額は上表の2倍になります。詳細な料金表(案)は、市公式ホームページをご覧ください。

給水加入金改定案(税込み、単位：円)

口径	現行加入金	改定案	減少額
30mm	1,675,300	1,540,000	△135,300
40mm	3,561,800	2,750,000	△811,800
50mm	6,704,500	4,290,000	△2,414,500
75mm	18,856,200	9,680,000	△9,176,200
100mm	38,761,800	17,160,000	△21,601,800

※口径25mm以下の給水加入金の改定案はありません。

問合せ 経営課
☎0480(92)1304